

官報

号外 昭和三十二年十一月九日

○第二十七回 衆議院會議録第六号

昭和三十三年十一月九日(土曜日)

議事日程 第六号

昭和三十三年十一月九日

午後一時開議

第一 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

●本日の會議に付した案件

日程第一 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

午後一時六分開議

○副議長(杉山元治郎君) これより會議を開きます。

日程第一 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、日程第二、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

午後一時六分開議

○副議長(杉山元治郎君) これより會議を開きます。

日程第一 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(輸出所得の割増控除)

第二十一条の二 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間(以下第二十三条までにおいて「指定期間」という。)内の日の属する各年の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引(以下第二十三条までにおいて「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人はその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額として政令で定めるところにより計算した金額

の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。)に相当する金額と

この二つの金額に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少ない金額

二 その年中の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。)に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額から前号に規定するそのこえる部分の金額に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少ない金額

三 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

四 指定期間内の日の属するその年の前年において輸出取引がない個人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に關し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

五 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

七三

第二十二条中「前条第一項の規定により同項第三号」を「第二十一
条第一項又は前条第一項の規定に
より第二十一条第一項第三号」に
改める。

第二十三条の見出しを「輸出取
引となつた場合の特別控除及び割
増控除」に改め、同条第三項中
「確定申告書等又は」を削り、同項
を同条第四項とし、同条第二項中
「前項」を「第一項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次
に次の一項を加える。

2 前項前段の場合において、同
項に規定する個人のその年の指
定期間内の輸出取引による収入
金額のうち第二十一条の二第一
項第一号に規定する基準輸出金
額をこえる部分の金額が新たに
生じ、又は増加することとなる
ときは、前項前段中「同項」とあ
るのは、「第二十一条の二第一
項」として、同項の規定を適用
する。

第五十五条の次に次の一条を加
える。

(輸出所得の割増控除)

第五十五条の二 青色申告書を提
出する法人の昭和三十三年八月
一日から昭和三十四年十二月三
十一日までの期間(以下第五十
七条までにおいて「指定期間」と
いう。)内の日を含む各事業年度

の当該期間内における前条第一
項各号に掲げる取引(以下第五
十七条までにおいて「輸出取引」
という。)による収入金額の合計
額が、基準輸出金額に当該事業
年度の指定期間の月数を乗じて
これを十二で除して計算した金
額をこえる場合には、当該法人
の当該事業年度の輸出取引につ
いては、同項の規定にかかわら
ず、次に掲げる金額の合計額
は、当該事業年度の所得の計算
上、損金に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内
の輸出取引による収入金額の
合計額のうち基準輸出金額を
こえる部分の金額として政令
で定めるところにより計算し
た金額の百分の四・五(前条
第一項第一号に掲げる取引に
係る部分の金額については百
分の一・五とし、同項第二号
及び第三号に掲げる取引に係
る部分の金額については百分
の七・五とする)に相当する
金額とこのこえる部分の金額
に係る当該事業年度の所得の
金額として政令で定めるとこ
ろにより計算した金額とのい
ずれか少ない金額
二 当該事業年度の輸出取引に
よる収入金額の合計額のうち
基準輸出金額に相当する部分

の金額として政令で定めると
ころにより計算した金額の百
分の三(前条第一項第一号に
掲げる取引に係る部分の金額
については百分の一とし、同
項第二号及び第三号に掲げる
取引に係る部分の金額につい
ては百分の五とする)に相当
する金額と前条第一項に規定
する当該取引に係る当該事業
年度の所得の金額として政令
で定めるところにより計算し
た金額から前号に規定するそ
のこえる部分の金額に係る当
該事業年度の所得の金額とし
て政令で定めるところにより
計算した金額を控除した金額
の百分の八十に相当する金額
とのいずれか少ない金額

2 前項に規定する基準輸出金額
とは、同項に規定する法人の指
定期間内の日を含む各事業年度
につき、それぞれその開始の日
前一年以内に開始した各事業年
度の輸出取引(次条の規定によ
り益金に算入する金額があるこ
ときは、当該金額に係る輸出取
引を除く。)による収入金額(前条
第三項各号に規定する取引につ
いては、同項各号に掲げる金額
により計算した収入金額)の合
計額を当該一年以内に開始した
各事業年度の月数の合計で除し

てこれに十二を乗じて計算した
金額の二分の一に相当する金額
をいう。

3 前二項の月数は、既に従つて
計算し、一月に満たない端数を
生じたときは、これを一月とす
る。

4 指定期間内の日を含む当該事
業年度開始の日前一年以内に開
始した事業年度がない法人又は
当該一年以内に開始した事業年
度において輸出取引がない法人
の基準輸出金額その他第一項に
規定する基準輸出金額に関し必
要な事項は、第二項の規定にか
かわらず、政令で定める。

5 前条第三項から第六項までの
規定は、第一項の規定を適用す
る場合について準用する。
第五十六条中「前条第一項の規
定により同項第三号」を「第五十五
条第一項又は前条第一項の規定に
より第五十五条第一項第三号」に
改め、同条の次に次の一条を加
える。

(基準輸出金額が減少した場合
の更正の請求)
第五十六条の二 前条の規定の適
用を受けた法人の第五十五条の
二第一項に規定する基準輸出金
額がその適用を受けたことによ
り減少したため、当該事業年度
の指定期間内の輸出取引による

収入金額のうち同項第一号に規
定する基準輸出金額をこえる部
分の金額が新たに生じ、又は増
加することとなる場合におい
て、当該事業年度分の法人税に
係る法人税法第十八条から第二
十一条までの規定による申告書
の提出期限が経過しているとき
は、当該法人は、当該事業年度
分の確定申告書等に記載された
課税標準又は法人税額の更正の
請求をすることができる。

2 前項の規定による更正の請求
書は、法人税法の適用について
は、同法第二十四条の規定によ
る修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項の規定は、
第一項の規定を適用する場合に
ついて準用する。この場合にお
いて、同条第五項中「確定申告
書等」とあるのは、「第五十六条
の二第一項の規定による請求
書」と読み替へるものとする。
第五十七条の見出しを「輸出取
引となつた場合の特別控除及び割
増控除」に改め、同条第三項中
「及び第六項」及び「確定申告書等
又は」を削り、同項を同条第四項
とし、同条第二項中「前項」を「第
一項」に改め、同項を同条第三項
とし、同条第一項中「について、
これらの額」を削り、同項の次に
次の一項を加える。

収入金額のうち同項第一号に規
定する基準輸出金額をこえる部
分の金額が新たに生じ、又は増
加することとなる場合におい
て、当該事業年度分の法人税に
係る法人税法第十八条から第二
十一条までの規定による申告書
の提出期限が経過しているとき
は、当該法人は、当該事業年度
分の確定申告書等に記載された
課税標準又は法人税額の更正の
請求をすることができる。

2 前項前段の場合において、同項に規定する法人の当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第五十五条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第五十五条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

(国民貯蓄組合法の一部改正)

第二条 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

2 青色申告書を提出する法人で、昭和三十三年八月一日からこの法律の施行の日までの間に終了した事業年度分の法人税について改正後の租税特別措置法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けようとするものは、この法律の施行の日から起算して二月以内に、当該事業年度分の法人税に係る確定申告書等に記載された課税標準又は

法人税額の更正の請求をすることができ、

3 改正後の租税特別措置法第五十五条第五項及び第五十六条の二第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第五十五条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則第二項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律

設備等輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二百億円」を「四百五十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 たいだいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正す

る法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の改正は、政府の説明によれば、最近における国際収支の状況を改善する総合対策の一環として、輸出の振興と貯蓄の増強をはかるため、租税特別措置法及び国民貯蓄組合法の一部を改正しようとするものであります。

本案の内容につき、まず租税特別措置法の一部改正について申し上げます。この改正は、現行の輸出所得の特別控除制度を拡充しようとするものであります。本年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの輸出取引

が一定の基準輸出金額をこえる場合には、そのこえる部分に対しては現行制度以上の割増し控除を行おうとするものであります。すなわち、現行の特別控除制度においては、輸出取引を行いますと、その収入金額の三割、すなわち、商社の場合は一割、プラント

輸出の場合は五割という取引基準と、その輸出所得金額の八割という所得基準とのいずれか少ない金額を所得から控除し、所得税または法人税の軽減を行ふこととされておりますが、今後

は、一定の基準輸出金額、すなわち、前年の輸出実績の二分の一相当額をこえる輸出取引については、右の取引基

準を五割増したところの金額と輸出所得金額の全額とのいずれか少ない金額を所得から控除することとしております。

次に、国民貯蓄組合法の一部改正は、国民貯蓄組合のあっせんによる預貯金で、その利子または利益について所得税を課さないこととしたしております。またその元本の限度額を、現在の二十万円から三十万円に引き上げようとするものであります。なお、この非課税限度額の引き上げは、郵便貯金の受け入れ限度額の引き上げと同じく、本年十二月一日から実施することとしております。

次に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

設備等輸出為替損失補償法は、設備等を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴って受ける損失を政府が補償する制度を確立することにより、設備等輸出の促進をはかることを目的としたものであります。本案は、わ

が国の設備等輸出増大の事情にかんがみまして、この際政府が締結し得る補償契約の総額の限度を引き上げ、現在の二百億円の限度を四百五十億円にいたそうとするものであります。

以上兩法律案は、去る一日大蔵委員会に付託せられ、慎重審議を重ねました後、昨八日質疑を終了し、討論を省

略、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって両案とも原案の通り可決いたしました。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求め

の件

○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めの件を議題といたします。委員長報告を求めます。外務委員長野田武夫君。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結

について承認を求めの件

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、

両国間の通商関係を改善し、及び発展させることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、輸出貨物に対する内国税の適用に関し、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、いずれか一方の国の政府がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか、又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の国を原産地とする同様の産品又は他方の国に仕

向けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

2 前項の規定は、日本国政府に対し、オーストラリア連邦政府が英連邦のいずれかの構成国(その領領を含む)又はアイルランド共和国にいずれかの時に与えるいかなる特惠又は利益の享受をも要求する権利を与えないものではない。

第二条

1 いずれの一方の国の政府も、他方の国のすべての産品の輸入に対し、又は他方の国に仕向けられるすべての産品の輸出若しくは輸出のための販売に対し、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によることを問わず、いかなる禁止又は制限をも新設し、又は維持してはならない。ただし、その禁止又は制限がすべての第三国に適用されている場合は、この限りでない。

2 各国の政府は、他方の国に対し、貨物の輸入及び輸出を伴う取引に影響を及ぼす外国為替の割当に関するすべての事項について、いずれかの第三国に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、いずれの一方の政府も、その対外財

政状態及び国際収支を擁護するために必要な措置を執ることができ

第三条

1 日本国とオーストラリアとの間の貿易に関し、

(a) 各政府は、所在地のいかなる開かず国家貿易企業を設立し、若しくは維持し、又はいかなるかの貿易企業に対して排他的の若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与えるときは、その貿易企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行う輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置に関してこの協定に定める非差別的待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(b) (a)の規定は、前記の貿易企業が、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、前記の購入又は販売を商業上考慮される事項(価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他購入又は販売の条件をいう)に従つてのみ行い、また、他方の国の貿易企業に対し、通常の商慣行に従つて前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を与えることを要求するものと了解される。

(c) いずれの一方の政府も、その管轄の下にある企業(a)に定める企業であるかどうかを問わない)が(a)及び(b)の原則に従つて行動することを妨げてはならない。

2 前項の規定は、再販売するため又は販売のための貨物の生産に使用するためではなく、直接に又は最終的に政府用として消費する産品の輸入には、適用しない。各国の政府は、そのような輸入に関し、他方の国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

第四条

1 この協定の規定は、いずれの一方の国の貿易に対しても、他方の国の政府が関税及び貿易に関する一般協定を適用する国に対し同政府が与える権利のある待遇又は与える義務のある待遇より有利な待遇を与えないものと解してはならない。両政府は、できる限り、かつ、両政府間で随時合意されることにより、この協定に規定されていない事項に関し、両国間の通商関係を関税及び貿易に関する一般協定の規定に基かせるようにしなければならない。

2 この協定の規定又はこの協定に基いて執られる措置は、関税及び

貿易に関する一般協定第三十五条の規定に基くいずれの一方の政府の権利にも影響を及ぼすものでなく、また、関税及び貿易に関する一般協定の適用に関する両国間の交渉におけるいずれの一方の政府の自由をも損ずるものではない。

第五条

1 この協定の結果相互の貿易が増大することは、両政府の期待するところである。さらに、この貿易の拡大は、日本国又はオーストラリアの国内生産者に対し重大な損害を与えることなく、又は与えるおそれなく、達成されることが期待される。もつとも、予見されなかつた事態の発展の結果、いずれか一方の国の政府が、いずれかの産品がその国の同様の産品又は直接的競争産品の生産者に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある条件で他方の国から輸入されていると認めるときは、その政府は、その産品については、その損害を防止し、又は救済するため必要な限度で及び必要な期間、この協定に基く義務を停止することができる。

2 いずれの一方の政府も、前項の規定に従つて措置を執るに先立ち、できる限りすみやかに書面により他方の政府に通告しなければ

ならず、また、その執ろうとする措置について事情の許す限り十分に自己と協議する機会を他方の政府に与えなければならない。

3 いずれか一方の政府が、この協定の目的の達成が著しく阻害されると他方の政府が認めるほど多くの製品の数量又は貿易の量に影響を及ぼす措置をこの条の規定に基いて執る必要があると認める場合には、その利益に悪影響を受けると考へる政府は、それまでに発展した事態(執られる措置を含む)について他方の政府に対し協議を行うことを要請することができる。また、相互に満足すべき解決に到達しなかつたときは、措置が執られた時から二箇月後に、なんらの解決もできない見込がないことが合意されたときは、それより早い日に、この協定の条項についての再交渉を求むることができる。その再交渉は、書面による要請が行われた後でできる限りすみやかに開始しなければならない。再交渉の要請が行われた後二箇月以内に満足すべき解決に到達しなかつた場合には、再交渉を求めた政府は、第七条2の規定にかかわらず、二箇月の予告をもつてこの協定を終了させることができる。

1 各政府は、他方の政府がこの協

第六条

昭和三十三年十一月九日 衆議院会議録第六号 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件

定の運用から生ずる問題に関して行う申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の政府に与えなければならない。

第七条

1 この協定は、各政府により批准されなければならない。批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、千九百六十年七月五日まで効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を少くとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合に、前記の日に又はその後を終了する。

以上の証拠として、このために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十七年七月六日に箱根で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書を作成した。

日本国政府のために

岸信介

オーストラリア連邦政府のために

J・マッキニアン

A・S・ワット

交換公文

(沖繩に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定に関して、同協定の最惠国待遇の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対して日本国が与えているか又は将来与える利益については、当該地域に対する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める状態が存続する限り、適用されないことを閣下に通報する光榮を有します。

本大臣は、さらに、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十三年七月六日

日本国 岸 信介
外務大臣

オーストラリア連邦 貿易担当國務大臣
J・マッキニアン閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十七年七月六日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本日署名された通商

に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定に關して、同協定の最惠国待遇の規定が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対して日本国が与えているか又は将来与える利益については、当該地域に対する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める状態が存続する限り、適用されないことを閣下に通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

本大臣は、オーストラリア連邦政府に代つて、日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対する本日署名された通商に関するオーストラリア連邦と日本国との間の協定の適用に關し閣下の前記の書簡に述べられた了解を確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十七年七月六日

日本国 岸信介閣下
外務大臣

オーストラリア連邦 貿易担当國務大臣
J・マッキニアン

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、昭和三十三年七月六日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された通商に關するオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關して、同協定の規定が、オーストラリア連邦政府が施政を行っている海外地域にも、また、これらの海外地域とオーストラリア連邦の本土との間に与えられているか又は将来与え

る光榮を有します。本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十七年七月六日

貿易担当國務大臣

J・マッキニアン

日本国 岸信介閣下
外務大臣

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、昭和三十三年七月六日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本日署名された通商に關するオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關して、同協定の規定が、オーストラリア連邦政府が施政を行っている海外地域にも、また、これらの海外地域とオーストラリア連邦の本土との間に与えられているか又は将来与え

る光榮を有します。本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

られるいかなる利益にも適用されないことを閣下に通報する光栄を有します。

本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、日本国政府に代つて、オーストラリア連邦政府が施政を行つてゐる海外地域に対する本日署名された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の適用に關し閣下の前記の書簡に述べられた了解を確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十三年七月六日

日本国 岸 信介
外務大臣

オーストラリア連邦
貿易担当國務大臣

J・マツキアン閣下

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔野田武夫君登壇〕

○野田武夫君 ただいま議題となりました通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

オーストラリアは、戦前戦後を通じて

まして、日本産品に対し、関税制度上最高の税率であります。わゆる一般税率を適用し、また、輸入制度上も、織維品等多数の品目につき、非ドル地域中、日本のみを差別的輸入制限を実施していたしましたため、わが国の対豪輸出は著しく伸び悩んで参り、これに反して、わが国はオーストラリアから羊毛、小麦、大麦等の原料品を大量に買付け、その結果、両国間の貿易は常にわが国の大幅輸入超過となつてきたものであります。このような傾向を是正するために、昨年十一月からキャンベラにおいてこの協定の締結交渉を開始し、自來約八カ月にわたり折衝を重ね、ようやく両国間に実質的合意が成立し、本年六月現地において協定案に仮調印を了し、七月六日、箱根において、岸外務大臣と日本訪問中のマツキアン貿易大臣及びワット駐日オーストラリア大使との間で、この協定の署名が行われました。

この協定の骨子は、両国が相互に關稅に關する最惠國待遇並びに為替及び貿易制限に關する無差別待遇を与えることにあります。相手国からの輸入の急増の結果、自國産業が危殆に瀕する場合には緊急措置をとり得ること、その他國際収支擁護のために必要な差別的措置をとり得ることをも定めております。

この協定の成立によりまして、わが國の産品は、オーストラリアにおいて

ガット税率を含む最惠國税率の適用を受け、さらに、輸入制度上も、従来日本産品のみならず、輸入制度上も、織維品等による制限が撤廃されることになり、今後わが國對豪貿易は著しく増大することが期待される次第であります。

本件は、十一月一日本委員会に付託されましたので、委員会におきまして、政府の提案理由の説明を聞き、質疑に入り、慎重審議を行いました。詳細は委員会會議事録によつて御了承願います。

かくて、本件は、昨八日討論を省略し、採決の結果、全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○副議長(杉山元治郎君) この際暫時休憩いたします。
午後一時十六分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣 大蔵大臣 一萬田尙登君
出席政府委員 外務政務次官 松本 瀧藏君

朗讀を省略した報告
一、昨八日河野參議院事務総長から鈴木事務総長宛、參議院は裁判官彈劾裁判所裁判員官田重文君及び同予備員青山正一君の辞任を許可し、その補欠を次の通り選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官彈劾裁判所裁判員 松平 勇雄君
同 予備員 後藤 義隆君
一、昨八日河野參議院事務総長から鈴木事務総長宛、參議院は裁判官訴追委員木村篤太郎君の辞任を許可し、その補欠として山本米治君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨八日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 高橋 禎一君(理事小島徹三君昨八日理事辞任につきその補欠)

一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 横路 節雄君
地方行政委員 浅沼稻次郎君 永井勝次郎君
中島 巖君

外務委員 西尾 末廣君
大蔵委員 有馬 輝武君 中村 高一君

横山 利秋君 岡 良一君
文教委委員 安平 鹿一君
社会労働委員 岡 良一君 小平 忠君
西村 彰二君 横山 利秋君
農林水産委員 田原 春次君 森 三樹二君

建設委員 島上善五郎君 田中幾三郎君
中島 巖君 西村 榮一君
浅沼稻次郎君
予算委員 赤松 勇君 稻富 稔人君
岡本 隆一君 日野 吉夫君
吉田 賢一君

一、昨八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 中村 高一君
地方行政委員 中島 巖君 伊藤卯四郎君
浅沼稻次郎君 有馬 輝武君

外務委員 大蔵委員
西尾 末廣君 横路 節雄君
岡 良一君 横山 利秋君
文教委員 小牧 次生君
社会労働委員 横山 利秋君 岡本 隆一君
横山 利秋君 岡 良一君
多賀谷眞穂君 岡 良一君
農林水産委員 稻富 稔人君 日野 吉夫君
建設委員 安平 鹿一君 永井勝次郎君

有馬 輝武君 中村 高一君

横山 利秋君 岡 良一君
安平 鹿一君 永井勝次郎君

淺沼稻次郎君 西村 彰一君
中島 巖君

予算委員

西村 榮一君 島上善五郎君
森 三樹二君 小平 忠君
田原 春次君

一、昨八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

高津 正道君

一、昨八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

原 茂君

一、昨八日議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨八日議員から提出した議案は次の通りである。
公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第四号)

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出、衆法第五号)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、昨八日予備審査のため参議院から

送付された議案は次の委員会に付託された。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外二名提出、参法第一号)(予) 文教委員会 付託

一、昨八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

一、昨八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十三年一般会計予算補正(第一号)

昭和三十三年特別会計予算補正(特第三号)

昭和三十三年度政府関係機関予算補正(機第二号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年十一月九日 衆議院會議録第六号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円 <small>(但し良質紙は二十円) (郵送料別)</small>
発行所 東京都新宿区市台本村町一五 大蔵省印刷局 電話九段御三三―五九百三三